

平成 19 年度

千葉市健全化判断比率等審査意見書

千葉市監査委員

20監査報告第7号
平成20年8月27日

千葉市長 鶴岡啓一様

千葉市監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	三須和夫
同	西巻義通

平成19年度千葉市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成19年度千葉市健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成19年度千葉市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1

平成19年度千葉市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

平成19年度千葉市健全化判断比率

平成19年度千葉市資金不足比率

上記の算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定書類」という。）

第2 審査の期間

平成20年7月15日から同年8月8日まで

第3 審査の方法

市長から審査に付された平成19年度千葉市健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定書類について審査した。

審査に当たっては、算定書類は適正に作成されているか、その計数が証拠書類と一致しているか、比率が適正に算定されているかなどに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

1 健全化判断比率

区分	平成19年度比率（%）	早期健全化基準（%）
実質赤字比率	-	11.25
連結実質赤字比率	-	16.25
実質公債費比率	19.6	25.0
将来負担比率	311.6	400.0

2 資金不足比率

区分	平成19年度比率(%)	経営健全化基準(%)
病院事業会計	-	20.0
下水道事業会計	-	
水道事業会計	-	
農業集落排水事業特別会計	-	
中央卸売市場事業特別会計	-	
動物公園事業特別会計	-	

(備考)

実質赤字額又は連結赤字額がない場合及び資金不足比率が算定されない場合は、「-」を記載している。

